

指定管理者指定議案 説明資料

令和 2 年 5 月

浜田市議会臨時会議

目 次

議案第 41 号 指定管理者の指定について（浜田市浜田漁港水産物荷捌所） ・ ・ 1

（参考）指名理由区分

ア	施設の管理運営に必要な専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定され、その者を指名する場合
イ	地域との結びつきが強い施設で、当該地域の町内会等を指名することが合理的である場合
ウ	公募に応じる者が無かった場合又は応募者全員が選定基準を満たさなかった場合
エ	現在の指定管理者が、当該施設を管理することを目的に設立された法人であり、かつ、モニタリングによる評価が特に高いと認められる場合であって、次期指定管理期間においても、これまでと同等以上の評価が期待できるとき
オ	その他指定管理者制度推進本部が指名によることが特に必要であると認めた場合

議案第 41 号 指定管理者の指定について（浜田市浜田漁港水産物荷捌所）

〔施設所管課〕 産業経済部 水産振興課

1 指定管理者及び指定の期間等

	現 在	次 期
指定管理者	—	漁業協同組合 J F しまね
指定の期間	—	令和 2 年 7 月 1 日～ 令和 5 年 3 月 31 日（2 年 9 か月間）
指定管理料	—	0 円

2 次期指定管理者の概要

（令和 2 年 4 月 10 日現在）

名称	漁業協同組合 J F しまね（代表理事長 岸 宏）
所在地	島根県松江市御手船場町 575 番地
設立	平成 18 年 1 月 4 日
資本金	3,028,150,000 円
従業員数	193 人

3 施設の概要

施設の名称	浜田市浜田漁港水産物荷捌所		
所在地	島根県浜田市原井町 3050 番地		
敷地面積	13,777.67 m ²		
施設内容	建物名称	構 造	延面積(m ²)
	7 号岸壁荷捌施設	鉄骨造 2 階建	8,113.70
	清浄海水施設	鉄骨造平家建	115.20
	駐輪場	鉄骨造平家建（2 棟）	20.28
	合 計		8,249.18
開設年月	令和 2 年 7 月（令和 2 年 3 月築）		
設置目的	生鮮水産物等を高度に衛生管理し、その流通の円滑化を図り、もって魚価の向上等による漁業の振興に資する。		

4 指定管理者の選定方法等

選定方法	指名
指名の理由区分	ア 施設の管理運営に必要な専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定され、その者を指名する場合
選定理由	当該団体は、浜田水産物地方卸売市場の開設者であるとともに、当該市場の卸売業者であり、市場業務に精通しており、関係機関・関係者と連携した適切な管理運営を行うことができるため